## 判断基準の考え方(土砂災害)

判断基準の考え方(土砂災害)	
判断のタイミング	判断基準(次のいずれか1つに該当する場合に発令)
	避難勧告等の発令に際しては、下記を基準とするが、過去の災害発生
	や長野県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度判定の状況及
	び関係機関の助言を踏まえ、総合的に判断する。
避難準備情報	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッ
(要配慮者は立ち退き	シュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
避難する。)	2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大
	雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合
	3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予
	想される場合
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合
	   2 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッ
	  シュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降
	雨が継続する見込みである場合
	3 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大
	雨情報が発表された場合
	4 土砂災害の前兆現象(湧水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)
	が発見された場合
避難指示	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足す
	る情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
	2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情
	報が発表された場合
	3 土砂災害が発生した場合
	4 山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合
	5 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避
	難を住民に促す必要がある場合
避難勧告等の解除	避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除さ
	れ多段階を基本として解除するものとする。
	ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合においても、躊躇することなく避難勧告等は 発令する。